

# 比較説明・推奨販売規定

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

本規定は、当社乗合の全保険会社の中から顧客に提案する保険商品について、真に顧客の事情に合った提案をするために規定するものである。

### 第2条（体制）

本規定は、当社乗合の全保険会社の中から顧客に提案する保険商品について、その選別方法について次の通り規定する。

- 1, 当社の特色として、あいおいニッセイ同和損保（以下「損保社」という）の損保契約者への生命保険販売がメインとなるため、損保社関連会社である三井住友海上あいおい生命、および日本生命の保険商品を重点的に販売するものとする。
- 2, 各生命保険会社の商品に関しては、それぞれの保険料水準、保障特性、事務手続きの迅速性などの客観的な基準により選別した次条に記載の商品群の保険商品を提示・推奨する。

### 第3条（規則）

弊社募集人は、当社推奨保険商品群（下記）の中から、顧客の意向・保険料水準・保険給付補償範囲等の商品特性などの客観的な基準に基づいて選別し、推奨提案するものとする。

- 三井住友海上あいおい生命保険株式会社……医療保険、収入保障保険、定期保険
- オリックス生命保険株式会社……医療保険、米国ドル終身保険、米国ドル養老保険
- 日本生命保険相互会社……個人年金保険、終身保険、長期定期保険、遡増定期保険
- アフラック……ガン保険(特別保険料率適用)、医療保険(特別保険料率適用)、終身保険(特別保険料率型・無選択型)、学資保険、介護保険
- ジブラルタ生命保険株式会社……米国ドル終身保険、米国ドル養老保険

但し、顧客側の指示等により、上記の当社推奨商品群以外の提案も可能とする（第6条）。

### 第4条（運用）

募集人の顧客への提案状況は、弊社独自フォームによる意向確認チェックシートに記録するものとし、募集事案完了後、保険契約に至らなかった事案は3か月以上、契約に至った事案は3年間以上、その後も可能な限り長期にこれを保管する。

### 第5条（禁止事項）

弊社募集人は、自己の利益、代理店手数料の多寡など当社側の事情を理由に商品を選別してはならない。

### 第6条（例外）

(1) 上記に規定する定めに関わらず、以下の場合においては推奨保険会社以外の商品を取り扱うことを可能とするが、推奨する理由を顧客に正しく説明し、記録する等、本規則・法令等に従い適切に対応しなければならない。

- ① 顧客から推奨保険会社以外の保険会社・商品の説明依頼や指定があった場合
- ② 推奨保険会社が定める引受年齢等の契約取扱条件が顧客の属性に合致しないため、申込

みができず、推奨保険会社以外の商品で申込みが可能な場合

- ③ 推奨保険会社での商品申込みの結果、引受けが謝絶または特別条件付承諾となったものの、他保険会社の取扱う同種の商品において条件の無い承諾が期待される場合
  - ④ 加入限度超えなどの契約制限や医的・職業告知の内容により推奨保険会社での申込み結果が謝絶または特別条件付承諾になると推定され、かつ他保険会社の取扱う同種の商品において条件の無い承諾が期待される場合
  - ⑤ 推奨保険会社以外の保険会社、または推奨保険会社への所属がない代理店と共同募集を行う場合
  - ⑥ マーケットや募集方法により保険会社が限定される場合
  - ⑦ その他、顧客や保険会社の特性等を鑑み、推奨保険会社以外の商品を推奨することが適切であり、かつ法令等上の問題がないと業務管理責任者が個別に承諾した場合
- (2) やむを得ず、顧客意向に沿って商品を選別し、商品を推奨する場合は、以下の対応を行わなければならない。
- ① 比較可能な商品（客観的な商品の絞り込みを行った場合は絞り込み後の商品）の概要の説明
  - ② 推奨理由（商品特性や保険料水準等の客観的な基準や理由等）の説明
  - ③ ②で顧客へ説明した推奨理由の記録

#### 第7条（制定）

当該規程は、平成28年 5月29日より実施する。

平成31年 1月31日 改定

令和 3年 4月 1日 改定

令和 3年11月16日 改定